

課税事業者は、「売上」と「仕入」に係る税額をそれぞれ算出する必要があります。

その時に、売上に係る税額から仕入に係る税額を控除したうえで、納付税額を計算します。

この控除の仕組みを「仕入税額控除」といいます。

この仕入税額控除を適用するためには、「帳簿」と「請求書等」のいずれも保存する必要がありますが、インボイス制度においては、帳簿のほか、取引相手から交付を受けた請求書は、原則、適格請求書（インボイス）として必要な記載事項が記載されていることが要件となります。

現行方式※1もインボイス制度も仕入税額控除の適用を受けるための方式ですが、特に、免税事業者との取引に係る仕入税額控除の運用が両制度では結果が異なります。

現行方式では免税事業者との取引に係る仕入税額控除に特段の制限はありませんが、インボイス制度下では、売手である免税事業者は登録番号を取得していないため

の選択をする必要が出てきます。

⑦については適格請求書（インボイス）を発行することができ、今まで同様の取引を継続することができます。適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が一千万円以下になった場合であっても、免税事業者にはならず、消費税の申告・納付義務が生じますのでご注意ください。

なお、課税事業者となる際に

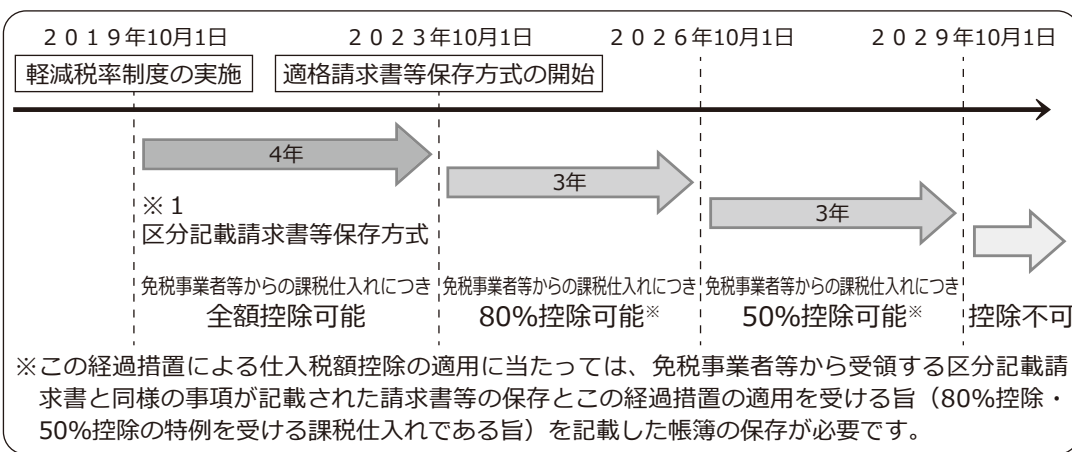
**預かり消費税 × みなし仕入率 = 支払消費税**

※みなし仕入率は、業種によって異なります。

種別	業種	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業等	80%
第三種事業	製造業、建設業、鉱業等	70%
第四種事業	飲食業等	60%
第五種事業	金融、保険業、運輸・通信業、サービス業	50%
第六種事業	不動産業	40%

※複数の業種を取り扱う事業者について、原則は課税売上を業種ごとに分けて計算します。※特例あり

記載事項を満たした適格請求書（インボイス）を交付することができず、買手事業者は仕入税額控除の適用を受けるための要件（インボイスの保存）を満たすことができません。



「簡易課税制度（課税売上高5千万円以下の課税事業者のみ選択可能）」を選択すると、売上に係る消費税と、みなし仕入率から支払消費税を計算することができるため、実額の計算や適格請求書（インボイス）の保存が不要となり事務負担を大幅に軽減することができます。

①については、今までのように消費税を納付する義務はありません。取引の不利については、取引相手が一般消費者や免税事業者が中心（BtoCビジネス）なら適格請求書（インボイス）は求められず、影響が小さい可能性があります。

また、同業他社の商品との差別化が確立していれば、取引業者（課税事業者）に「仕入税額控除されなくても、この商品でなければ」と思ってもらえるかもしれません。

インボイス制度対応のためだけでなく、事業をするうえで取引先、顧客確保の安定を図るためにも商品やサービスの差別化はとても重要となります。

なお、免税事業者との取引に係る仕入税額控除の制限には経過措置が設けられており、インボイス制度への移行後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は50%を控除可能とされています。

また「インボイス制度では免税事業者は請求書を出すことができない」のではなく、**適格請求書（インボイス）**を交付することができないだけで、請求書を交付すること自体が妨げられているわけではないので注意してください。

**どのような対応が迫られるのか**

**【課税事業者の場合】**

インボイス制度が始まると、適格請求書（インボイス）の発行が義務付けられます。そのために事前に適格請求書発行事業者の登録をしておかねばなりません。

それにあわせて経理システムの整備や、取引先の事業者が課税事業者に該当するか、などの確認も必要です。

**【免税事業者の場合】**

免税事業者は登録番号が無いの

で、適格請求書（インボイス）を発行することができません。つまり経過措置終了後、事業者が免税事業者から仕入れ、取引で支払った消費税は仕入税額控除を受けられないということになります。

●免税事業者も取引相手が企業（課税事業者）が中心なら対応を！

課税事業者の立場で考えると、免税事業者との取引で支払った消費税分は控除を受けられないため、自社が自腹を切って納税することになります。

この場合、免税事業者にはどういったことが懸念されるのでしょうか。例えば

①販売者がインボイスを発行できる事業者から仕入れる ↓ 自社の仕事の減少

②販売者が免税事業者からは安く（消費税を上乗せしない）仕入れようとする ↓ 自社の売上の減少のような事案が上がってくる可能性もあります。

このため、免税事業者は⑦あえて課税事業者になって適格請求書（インボイス）を発行する

①免税事業者のままにいる

10月1日から受付が開始される

登録申請は、e-Taxで行うことができます。e-Tax申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能で、登録通知には、インボイスに記載が必要な「登録番号」が記載されているので、紛失する心配もありません。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できますが、申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について、詳しくは

しゅくは

●国税庁HP

「インボイス制度

特設サイト」



※YouTube 国税庁動画チャンネルには、インボイス制度の説明動画もあります。

●インボイスコールセンター

☎0120-205-5553

9時～17時（土日祝日除く）

※加古川税務署主催で、インボイス制度セミナーが、10月13日に開催されます。

申込方法等、詳しくは15ページをご覧ください。